

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和44年5月1日から49年10月1日まで
③ 昭和63年11月1日から平成3年10月1日まで

申立期間①について、C社（現在は、D社）からA社に転籍し、昭和44年4月より同社から給与が支給されるようになったので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、A社からの給与とは別にC社から2万円から5万円ぐらいの給与を支給され、申立期間③について、A社からの給与とは別に、同社の関連会社であるE社から給与を支給されていたので、申立期間②及び③において、A社から支給された給与とそれぞれ別の会社から支給された給与を合算した額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る給与辞令により、申立人は、昭和44年4月1日にC社からA社に転籍し、当該期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和44年5月のA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る給与辞令に記載されている当該期間の給与に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している。

また、申立人は、「A社に転籍した後も、C社から別に2万から5万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、後継会社であるD社は、「当時の書類は保存されておらず、不明である。」と回答しており、当該期間の給与を合算して厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A社が子会社を設立し、A社及び当該子会社の2か所からそれぞれ給与の支払を受けていた。」と主張しているところ、申立人が給与の支払を受けていたとするE社は、厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、「昭和63年8月1日二以上勤務、A社210千円、E社360千円」と記載されており、同年同月からE社及びA社から給与を支給されていたと考えられるものの、同年11月の同社における申立人の標準報酬月額の改定時には、同社から支給された給与（昭和63年8月から同年10月までのA社から支給された給与の合計額を平均した額）のみに見合う標準報酬月額に改定されていることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係るE社の給与支払明細書には、厚生年金保険料が記載されていない上、B社は、「E社から支払われた申立人の給与からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、申立人がE社から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

- 4 これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月16日から同年5月1日まで

昭和47年10月19日にB社（現在は、C社）に入社し、その後、同社の系列会社であるD社に出向し、53年4月16日に同じく系列会社であるA社に出向したが、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。B社の社員として、同社及び同社の系列会社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事記録票によると、申立人が昭和53年4月16日にD社からA社に出向し、同年12月15日まで継続勤務していることが確認できる上、C社は、「当社が保管する申立人の人事記録票によると、申立人は、昭和53年4月16日にD社からA社に出向したこととなっているが、本給月額はB社の社員として取り扱われ、役付を表す資格も同様に引き継がれている。退職金の計算には申立期間も含まれていることが確認できることから、申立人は当社の社員（出向者）として勤務の継続性と給与の連続性をもって勤務していたことがうかがわれ、申立期間前後の状況からみて厚生年金保険料の控除があったと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になっ

た昭和 51 年 10 月 1 日から申立期間を含む 5 年間に B 社から A 社に出向した従業員は、申立人を除き、8 人確認できるところ、いずれの従業員も年金記録に欠落は無い上、このうち、複数の従業員は、「出向者の移籍は、給与の締切日の関係から 16 日であった。当時の出向者の給与は、B 社から支給されていたので、継続勤務と保険料控除は当然のことであった。申立人も出向者の 1 人であったので、記録が欠落しているのはおかしい。」と証言している。

これらのことから、申立人は、昭和 53 年 4 月 16 日を異動日として、D 社から A 社に出向し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 53 年 5 月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、昭和 62 年 10 月に B 社の非系列会社に経営譲渡された後、平成 14 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、不明であるが、社会保険事務所（当時）の記録における A 社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 53 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、平成17年11月1日から18年2月1日までの期間は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月1日から18年2月1日まで
② 平成18年2月1日から同年3月21日まで

申立期間①については、A社において、会社設立時から平成18年1月末まで代表取締役であったが、名義を貸していたのが実情で、実質的な経営者は義兄であり、申立期間について標準報酬月額の減額訂正がなされていることは知らなかったため、元の記録に訂正してもらいたい。

申立期間②については、平成18年2月1日から同年3月21日までB社に勤務したが、その間の給与は、A社での役員報酬（40万円）と同額となるはずであり、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出されたA社における平成17年10月から18年2月までの申立人に係る給与明細書から、申立人は、17年11月から18年1月までは44万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。オンライン記録によると、同社は、同年3月1日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年3月10日付けで、当該期間の標準報酬月額がさかのぼって17万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時、A社の代表取締役であったが、平成18年1月31日付けで同社の役員を辞任していることが同社の商業登記簿謄本から確認できる。申立期間①及び②当時、B社（A社は、同社の関連会社）

の代表取締役であった申立人の義兄は、「A社の実質的な経営者は私であり、申立人は、商品管理及び営業をしていたため、社会保険事務には全く関与していない。」と証言し、更にA社の元経理担当者も同様の証言をしていることから、申立人は、同社における社会保険事務について権限を有しておらず、さかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額訂正が行われた同年3月10日の時点では、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理において関与していなかったことがわかる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正^{そきゅう}処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成17年11月から18年1月までの期間は44万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、オンライン記録が訂正された形跡はなく、申立人は、「平成18年2月以降、B社において給与は受け取っていないと思う。また、厚生年金保険料を会社に支払った記憶も無い。」と述べているところ、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細書から、平成18年2月23日にA社における役員報酬の振込が確認できるが、これ以降同年において給与等が振り込まれた形跡は見当たらない上、B社の代表取締役であった申立人の義兄は、「経営難のため、平成18年2月及び同年3月について、B社から給与を出すのは難しかったかもしれない。」と述べており、同社の社会保険事務手続を代行していた社会保険労務士は、「B社における平成18年2月の給与（平成18年3月20日支払）は、支払われなかった。」と述べていることから、申立期間②当時、同社において、給与の支払はなかったものと推認できる。

このほか、申立期間②において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

昭和45年6月に婚姻届を提出するためA市へ行った際に、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、主にA市B支所窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。

その後、時期は定かでないが、A市から夫婦の国民年金保険料に未納があるという連絡があったので、私たち夫婦は同居していた妹と一緒に同市窓口に出向き、未納保険料を一括して納付した。それまで保険料を払っていなかった期間があったが、まとめて全部払ったので未納は無いはずなのに、申立期間①及び②が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に申立人の妹と連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金に加入したと推認され、この時点では、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人夫婦に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付できなかった期間であると考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、「昭和45年6月に婚姻届を提出するためA市へ出向いた際に、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、主にA市B支所窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。」とする申立人夫婦の主張と矛盾する。

また、A市は、「昭和53年7月当時、現年度以外の国民年金保険料を扱っ

ておらず、過年度保険料の納付書を常置していなかった。」と回答しており、同市は国民年金過年度保険料納付書を窓口で発行しておらず、申立人夫婦は同市窓口において過年度保険料を納付することができなかったと考えられる上、同市窓口で未納保険料をそれぞれ一括納付したとする保険料額について、申立人夫婦は、「夫婦二人分かどうか覚えてないが、15万円ないし16万円であった。」、また、申立人夫婦と一緒に納付したとする申立人の妹は、「10万円ぐらい払った。」と主張しているところ、その主張する額は、仮に申立人夫婦及び申立人の妹が、第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで）において、それぞれ、未納期間の特例納付保険料及び過年度保険料をすべて納付した場合の保険料額と大きく相違しており、「時期は定かでないが、A市から夫婦の国民年金保険料に未納があるという連絡があったので、私たち夫婦は妹と一緒に同市窓口へ出向き、未納保険料を一括して納付した。それまで保険料を払っていなかった期間があったが、まとめて全部払ったので未納は無いはず。妹も一緒に払ったのに保険料を納付した記録が無い。」とする申立人夫婦の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、特殊台帳及びA市が保管する電算記録によると、当該期間について、申立人夫婦共に未納となっているとともに、申立人夫婦と一緒に納付したとする申立人の妹は、20歳になった昭和48年*月から53年3月までの期間について未納となっていることが確認できる上、申立期間②以降、申立人夫婦及び申立人の妹の3人が同市において同居していたとする期間のうち、52年4月から平成3年3月までの期間に係る当該3人の年金記録が一致していることを考え併せると、申立期間①及び②に係る申立人夫婦の記録管理について行政側が長期間にわたり事務処理を誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から50年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月から50年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間①のうち、昭和41年7月から45年5月までについては、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金に来ていた区長に納付していた。

申立期間①のうち、昭和45年6月から50年3月までの期間及び申立期間②は、45年6月に婚姻届を提出するためA市へ行った際に、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、主にA市B支所窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。

その後、時期は定かでないが、A市から夫婦の国民年金保険料に未納があるという連絡があったので、私たち夫婦は同居していた妹と一緒に同市窓口に出向き、未納保険料を一括して納付した。それまで保険料を払っていなかった期間があったが、まとめて全部払ったので未納は無いはずなのに、申立期間①及び②が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和41年7月から45年5月までについては、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①のうち昭和41年7月から45年5月ころまで申立人が居住していたとするC町（現在は、D市）に係る国民年金手帳記号番号払

出簿に申立人の氏名は見当たらない上、当該期間当時、申立人が居住していたとするD市は、「市が保管する国民年金手帳記号番号の払出しを確認できる「個人別カード」に、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答しており、申立人は、当該期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

2 申立期間①のうち、昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月までの期間及び申立期間②について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、53 年 7 月に申立人の妻の妹と連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころに国民年金に加入したと推認され、この時点では、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人夫婦に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付できなかった期間であると考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、「昭和 45 年 6 月に婚姻届を提出するためA市へ出向いた際に、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、主にA市B支所窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。」とする申立人夫婦の主張と矛盾する。

また、A市は、「昭和 53 年 7 月当時、現年度以外の国民年金保険料を扱っておらず、過年度保険料の納付書を常置していなかった。」と回答しており、同市は国民年金過年度保険料納付書を窓口で発行しておらず、申立人夫婦は同市窓口において過年度保険料を納付することができなかったと考えられる上、同市窓口で未納保険料をそれぞれ一括納付したとする保険料額について、申立人夫婦は、「夫婦二人分かどうか覚えてないが 15 万円ないし 16 万円であった。」、また、申立人夫婦と一緒に納付したとする申立人の妻の妹は、「10 万円ぐらい払った。」と主張しているところ、その主張する額は、仮に申立人夫婦及び申立人の妻の妹が、第 3 回特例納付期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）において、それぞれ、未納期間の特例納付保険料及び過年度保険料をすべて納付した場合の保険料額と大きく相違しており、「時期は定かでないが、A市から夫婦の国民年金保険料に未納があるという連絡があったので、私たち夫婦は妹と一緒に同市窓口に出向き、それぞれ未納保険料を一括して納付した。それまで保険料を払ってなかった期間があったが、まとめて全部払ったので、未納は無いはず。妹も一緒に払ったのに保険料を納付した記録が無い。」とする申立人夫婦の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、特殊台帳及びA市が保管する電算記録によると、申立期間①のうち昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月までの期間及び申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦共に未納となっているとともに、申立人夫婦と一緒に納付したとする申立人の妻の妹は、20 歳になった 48 年*月から 53

年3月までの期間について未納となっていることが確認できる上、申立期間②以降、申立人夫婦及び申立人の妻の妹の3人が同市において同居していたとする期間のうち、52年4月から平成3年3月までの期間に係る当該3人の年金記録が一致していることを考え併せると、昭和45年6月から50年3月までの期間及び申立期間②に係る申立人夫婦の記録管理について行政側が長期間にわたり事務処理を誤るとは考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 612 (事案 439 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 17 日から 48 年 6 月 1 日まで
昭和 47 年 5 月から 48 年 10 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、同年 6 月から同年 10 月までの期間が B 社において厚生年金保険に加入した記録に変更されている上、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

継続して A 社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たに提出する資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 社又は B 社に勤務していたことについて、それぞれの事業所で当時勤務していた従業員及び事業主から証言を得ることができず、雇用保険の加入記録が確認できない上、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 47 年 12 月 20 日に健康保険被保険者証を返納しており、また、同社及び B 社のそれぞれの被保険者原票の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないとして再申立てを行ったものであるが、新たな資料の提出及び証言は無いとしている。

また、A社及びB社において、申立期間当時在籍していた従業員 37 人のうち、今回連絡を取ることができた 11 人から聴取（前回聴取した 10 人からの再聴取を含む。）したが、申立人が申立期間においていずれかの事業所に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から同年 5 月 2 日まで
② 昭和 36 年 12 月 22 日から 37 年 4 月 22 日まで

学校を卒業した直後の昭和 31 年 4 月 10 日から 37 年 4 月 22 日まで、A 社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、当時の同僚からも証言を得られないため、それぞれの申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和 31 年 6 月 4 日に、同年 5 月 2 日を A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日として払い出されていることが確認できる上、申立人が一緒に同社に入社したとする同僚は、申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行った昭和 31 年 6 月 4 日に同時に当該手続を行ったと推認できる者が 30 人確認できるところ、当該 30 人の被保険者資格の取得日は、同年 4 月 10 日、同年 5 月 2 日、同年同月 3 日、同年同月 5 日等とそれぞれ相違していることから、同社は、社会保険事務所（当時）にそれぞれの被保険者資格の取得日で資格取得届を提出していたことがうかがわれる。

一方、申立期間②について、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚について記憶が無い上、連絡の取れた複数の同僚についても申立人を記憶する者はいないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態について特定することができない。

また、申立期間当時、A社において、社会保険事務を担当していた複数の同僚は、「勤務形態の変更等により、A社に勤務している被保険者資格を喪失させることはなく、退職時以外に喪失はない。」と証言している。

なお、申立人は、「A社を退職後、9か月間失業保険を受給し、その後再就職した。」と述べているところ、オンライン記録によると、昭和36年12月22日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、37年9月12日に別の事業所において同資格を再取得するまでの期間が約9か月であることが確認できる。

このほか、それぞれの申立期間の申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、それぞれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 2 日から 36 年 12 月 22 日まで
申立期間について、脱退手当金が支給されているとのことだが、脱退手当金を受給した記憶は無く、年金として受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和36年12月22日ころのA社における社会保険関係の事務担当者は、「頼まれれば、脱退手当金の請求を代理で行っていた。決定後の同手当金は、直接該当者に支給されていた。」と証言している上、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、同日に脱退手当金が支給された記録のある元従業員は、「脱退手当金の請求は会社が行ってくれ、お金は郵便局で受け取った。」と述べており、申立人についても、脱退手当金の請求を同社に依頼した可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月ころから 44 年 10 月ころまで
申立期間において、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、期間は特定できないものの、申立人が記憶している当時の上司及び同僚の証言から、推認できる。

しかしながら、A社は、平成 12 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に当時の事業主も死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、同社の元経理担当者は、「正社員であれば、社会保険の加入手続きをすぐに行っていた。アルバイトの身分であれば加入させていなかった。」と証言しており、更に申立人が記憶する上司も、「申立人は、正社員であったかどうか不明である。」と証言しており、申立人が正社員として保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで

申立期間当時、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚等の証言から、申立人は、申立期間①のうち、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 20 日までの期間及び申立期間②において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 4 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主（商業登記簿謄本によると、平成 4 年 3 月 23 日付けで代表取締役就任）は、「私がA社の代表取締役になるまで、同社は、国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。それまでは同社の従業員の給料から厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 4 年 5 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している事務担当者は、「私は昭和 52 年ないし 53 年ころにA社に入社したが、同社が厚生年金保険に加入したのは平成 4 年 5 月で、それ以前は、従業員の給料から国民健康保険組合の保険料を控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった。年金は各自で国民年金に加入するよう言っていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
昭和 54 年 4 月にA社（現在は、B社）に入社し、55 年 8 月ごろまで同社C工場で勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社C工場労務費支払明細書の給与支払明細から、申立人の申立期間における勤務実態は認められるものの、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、B社から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写）、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）により、申立人は、昭和 55 年 2 月 1 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録、雇用保険の記録及び同社が加入しているD厚生年金基金の記録と一致する。

さらに、厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時のA社における社会保険事務担当者及び給与関係事務担当者は、「当時は試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、申立期間において、同社において厚生年金保険に加入している従業員 13 人のうち回答のあった 8 人は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。